

将来計画会議規程

〔平成19年 4月 1日〕
歴博規第 66号

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館に、国立歴史民俗博物館将来計画会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、国立歴史民俗博物館の基本理念及び基本方針に基づき館長が諮問する事項について審議する。

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 研究部が選出する教授若しくは准教授 6名以内
- (2) その他館長が必要と認めた者

(議長)

第4条 会議に議長を置き、前条第1号の委員の互選による。

2 議長は、会議を主宰する。

(副議長)

第5条 会議に副議長1名を置き、第3条第1号の委員の互選による。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(任期)

第6条 第3条第1号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、館長の求めに応じ、議長がこれを招集する。

2 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(審議結果の報告)

第9条 議長は、審議結果を館長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。